

公有財産買受申込案内

令和7年12月19日

下記の物件について、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、次の要領で先着順により売払います。買受けをご希望の方は、ご参加ください。なお、お問い合わせいただいた時点で、既に売払いが決定している場合はご容赦ください。

1 売払物件

番号 1	所在地 物 件	井原市井原町字鬼ヶ淵下3619番地					
		土 地			建 物		
		地 番	地 目	面 積	構 造	床 面 積	建 築 年
		3619 番の一部			鉄骨造スレート葺 平家建	484.00 m ² (未登記) ※財産台帳上の面積	S45.3
		3620番1の一部					
		3621 番の一部					
		3622番1の一部					

※土地の分筆測量に係る費用は落札者にご負担いただき、井原市が分筆登記を行います。

予定価格（最低売払価格）

＜土地＞：10,039円／m²

＜建物＞：5,255円／m²

※落札金額に分筆測量費用（実費分）を加算した額を契約金額とします。

（ただし、契約に係る費用及び登録免許税等の登記に係る費用等が別途必要。）

2 買受人資格等

- (1) 日本国に住所、事務所又は事業所を有する個人及び法人とします。
- (2) 次の事項に該当する方は、入札に参加できません。
 - ① 市町村税を滞納している者
 - ② 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
 - ③ 次に掲げる事項のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者
 - ア 本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 本市の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 本市の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法第234条の2第1項（監督又は検査）の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく、本市との契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者

- 者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ④ 井原市暴力団排除条例（平成23年制定）第2条第1号及び第3号に規定する暴力団または暴力団員等
 - ⑤ 本市の公有財産に関する事務に従事する職員
 - ⑥ その他市長が不適当と認める者

3 用途制限

売却する物件については、売買契約書において次の用途制限を附すとともに、これらの用途に使用するおそれのある第三者へ転売し、又は貸し付けることも禁止しますので、この点を理解された上で、買受申込してください。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する暴力団等の事務所その他これに類する施設の用に供することはできません。
- (2) 契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません。

4 契約条項を示す場所

契約書の見本は、井原市役所総務部財政課でご覧いただけます。

5 申込みの受付

入札参加申込みの受付期間および受付場所は、次のとおりです。

- ①受付期間 令和7年12月19日（金）～令和8年3月31日（火）
※ 閉庁日（土曜、日曜、祝日）を除く。
- ②受付時間 9時00分～17時00分（必着）
- ③受付場所 井原市井原町311番地1
井原市役所総務部財政課

6 買受申込みの方法等

(1) 申込方法

「公有財産買受申請書」に必要事項を記載・押印（印鑑登録済みの印を使用してください。）のうえ、(2) の「申込みに必要な書類」を添えて、受付期間内に井原市役所総務部財政課へ提出してください（郵送可）。

(2) 申込みに必要な書類等

① 個人の場合

- ア 印鑑（印鑑証明書により証明された印鑑）
- イ 印鑑証明書…………… 1通
- ウ 身分証明書（破産者等でないことを証明するものであり、本籍地の市町村で発行してもらいます。）…………… 1通
- エ 市町村税の完納証明書（滞納がないことを証明するもの）… 1通

② 法人の場合

- ア 印鑑（印鑑証明書により証明された印鑑）
 - イ 印鑑証明書…………… 1通
 - ウ 登記事項証明書…………… 1通
 - エ 市町村税の完納証明書（滞納がないことを証明するもの）… 1通
- ※いずれの書類も発行後3か月以内のものに限ります。

連名（共有）による申込みの場合には全員について①又は②に掲げる書類が必要です。

(3) 申込みにあたっての注意事項

所有権の移転登記の際に共有の希望がある場合は、共有予定者全員が連名で申し込んでください。

7 分筆

買受人決定後、物件に係る分筆測量を行います。測量に係る費用は落札された方に負担していただき、市が分筆登記を行います。（測量費用は売買代金に含めます。）

8 契約の締結

土地分筆後は、売買代金確定後直ちに契約を締結していただきます。落札者が契約を締結しない場合は、その決定は無効となります。契約締結の際、契約保証金（契約金額の10%以上に相当する金額の現金）を納付していただきます。

9 売買代金の納入

売買代金（契約保証金を差し引いた金額）は、原則として契約締結時から20日以内に納入していただきます。納入期限までに、売買代金が完納されない時は契約を解除します。この場合、契約保証金は市に帰属されます。

なお、売買代金は、市の指定金融機関又は収納代理金融機関に納付していただきます。

10 所有権の移転

所有権は、市が売買代金を受領したときに、市から買受人へ移転します。

11 登記手続き

所有権移転の登記手続きは、売買代金受領後、市が行います。

12 入札保証金、契約保証金及び売買代金以外に必要となる費用

- (1) 契約書に貼付する印紙代
- (2) 所有権移転登記に必要な登録免許税
- (3) その他本契約の締結及び履行に必要な一切の費用

13 問い合わせ先

井原市総務部財政課契約管理係

TEL 0866-62-9507